



# 捜査手続実務必携

## ～擬律判断から捜査書類作成まで～

増刷ごとに  
アップ  
デート!

■ 地域・刑事実務研究会 編 ■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 768頁

定価 3,038 円 (本体 2,762 円+税 10%)

本書のポイント

**擬律判断や書類作成から捜査手法・指揮まで、一連の手続が学べる!**

リアルな事例に基づく「初動捜査のポイント」、「擬律判断」、「犯罪事実作成」、「捜査手法」、「捜査指揮」、「書類の作成方法」、「捜査幹部としての心構え」等——  
これら全部が「この一冊で学べる」!

**現速・緊速手続書、被害届、実況見分調書、搜索差押調書等、書類作成のバイブル!**

「事件への対処方法」や「手続に係る周辺事情」なども加味・検討し、捜査の流れに沿って「書類作成要領」を学べる——

ただの書類作成マニュアル本とは一線を画する、今までに無い一冊!

**捜査手続はこれ一冊でOK! 新人からベテランまで使える!**

現役の警察捜査幹部が、「先輩から指導教養された知見」、「被疑者・裁判官・検察官等とのやり取りから学んだこと」等をもとに執筆——

捜査手続の全てをコンパクトにまとめた、必携の一冊!

内容見本

捜査 9 「軽犯罪法第1条第2号に該当する凶器（刃物等）について」

種類	測定方法	形状	6	7	8 (cm)
はさみ	【対象の長さ】 ※刃先とねじの中心とを結ぶ直線の長さを測定する。	先端が鋭くかつ、刃先が鋭利なもの			刃先から22条(刃物の夜間禁止)に該当する刃物
折りたたみナイフ	【対象の長さ】 (固定装置なし) 【対象の長さ】 (固定装置あり)	上記以外のはさみ			軽犯罪法第1条第2号(凶器携帯の禁止)に該当する刃物
果物ナイフ	【対象の長さ】	上記以外の折りたたみナイフ			
切り	【対象の長さ】	刃厚0.15cmをこえず、かつ、先端部が鋭いもの			上記以外の果物ナイフ



二色刷り!  
判例多数!



1号が待機している方向に歩き始めたので、そのままPC近くまで同行をした。男にあらためて所持しているポストンバッグの在中品につき尋ねたところ、「商売道具が入っている。」と言うものの仕事の内容やバッグの中身について具体的に明言もしなかった。男は、高橋宏(元工員 昭和39年2月4日生)と自称し、新宿や渋谷のサウナなどを転々としていると話した。さらにポストンバッグの中身について厳しく追及を続けたところ、「そんなに見たいなら見ればいだろう。」と言って、自らファスナーを開けたのでA巡査部長が中を見たところ、中には、カッター、マイナスドライバー、手袋、懐中電灯などが入っていた。A巡査部長は、これらの道具を持っている理由につき追及したが、男は「商売道具だと言ってやる。」とだけ言うと、それ以外には答えなくなった。同マイナスドライバーを計測してみたところ、全長14センチメートル、先端部幅が0.4センチメートルだったため、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で検挙することはできそうになかった。総合照会の結果、男は、窃盗(空き巣・事務所荒し)の前歴が5回あり、所持していた道具類は侵入するための器具と認められたので午後2時50分、目黒区下目黒2丁目3番1号先路上において男を軽犯罪法違反の現行犯人として逮捕した。

問2 秋葉巡査部長が花岡に行った職務質問の適法性、特に秋葉巡査部長の有形力行使の限界について述べなさい(擬律判断)。

解 答

1 職務質問の意義  
職務質問は、警察官職務執行法第2条第1項を根拠として、不審者・参考人を相手方として、任意の協力を得て、実施する活動である。よって、原則として職務質問を実施する場合には、被質問者(不審者又は参考人的立場にある者)に対して有形力の行使はできない。

2 有形力の行使が許容される場合  
(1) 「停止させて」の意義  
警察官は、不審者又は参考人の者を停止させることができる。「停止させる」とは、通行人であれば、立ち止まるように求め、トバイ・自動車に乗りこませるなど、通行を停止させることである。

目次裏面参照 ▶▶▶

## 第1編 捜査書類概論

- 第1章 地域警察官が作成する捜査書類
- 第2章 捜査書類作成の目的と性質
- 第3章 捜査書類作成上の留意事項

## 第2編 現行犯人逮捕手続書

- 第1章 はじめに
- 第2章 現行犯逮捕
  - 例題1 職務質問と公務執行妨害
  - 例題2 自動車検問と公務執行妨害
  - 例題3 軽微犯罪と現行犯逮捕
  - 例題4 職務質問と所持品検査
  - 例題5 身体捜検と覚醒剤粉末の予試験
  - 例題6 立入りと傷害罪
  - 例題7 無銭飲食と詐欺罪
  - 例題8 ひったくりと被害者の捜索・押収手続
  - 例題9 万引きと常人逮捕
- 第3章 軽微犯罪と現行犯逮捕
  - 例題1 軽微犯罪と現行犯逮捕A
  - 例題2 軽微犯罪と現行犯逮捕B

## 第3編 緊急逮捕手続書

- 第1章 緊急逮捕の意義・要件
- 第2章 緊急逮捕状請求時における疎明資料や措置等
- 第3章 緊急逮捕具体的例題
  - 例題1 性犯罪事件における緊急逮捕～強制わいせつ致傷事案
  - 例題2 共犯事件で一方の被害者が否認しているケースの緊急逮捕
  - 例題3 職務質問の際に有形力行使をして緊急逮捕(置引き事案での検討)
  - 例題4 逮捕に伴う有形力行使(ひったくり事案での検討)
  - 例題5 親告罪と緊急逮捕(性犯罪事案での検討)
  - 例題6 緊急逮捕罪名の特定(住居侵入事案での検討)
  - 例題7 緊急逮捕状請求の問題点(住居侵入事案での検討)
  - 例題8 たぐり捜査(侵入窃盗事案での検討)
  - 例題9 緊急逮捕の擬律判断(コンビニ強盗事案での検討)

## 第4編 被害届

- 第1章 被害届について
- 第2章 被害届具体的例題

- 例題1 詐欺事件の擬律判断
- 例題2 窃盗事件の擬律判断(既遂/未遂)
- 例題3 無銭飲食の擬律判断(一般飲食店と回転寿司店とを事例とした場合)
- 例題4 傷害罪の擬律判断
- 第3章 万引き専用被害届記載要領等
  - 例題1 被害店舗「大型書店」(届出人:店員/現認者:店員)
  - 例題2 被害店舗「ショッピングストア」(届出人:店員/現認者:警備員)
- 第4章 乗り物盗専用被害届記載要領等

## 第5編 実況見分調書

- 第1章 実況見分調書概論
- 第2章 実況見分調書具体的作成要領
- 第3章 罪種別実況見分の着眼点
- 第4章 実況見分調書作成用資料等
- 第5章 実況見分調書事例問題
  - 例題1 強盗殺人事件
  - 例題2 強盗致傷事件

## 第6編 捜索差押調書

- 第1章 捜索差押調書の意義と実施上の留意事項
- 第2章 作成書類及び作成上の留意事項等
- 第3章 具体的事例検討
  - 例題1 被疑者の捜索
  - 例題2 捜索差押えを実施中、証拠物の隠匿状況の写真撮影を拒否された場合
  - 例題3 常人逮捕時の身体検査
  - 例題4 捜索・差押えの立会人

## 第7編 捜査報告書

- 第1章 捜査報告書について
- 第2章 捜査報告書の具体的記載要領

## 第8編 取調べ状況報告書等

- 第1章 取調べ状況報告書
- 第2章 取調べ状況報告書具体的記載要領
- 第3章 余罪関係報告書

## 捜査コラム

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

\* 捜査手続実務必携  
～擬律判断から捜査書類作成まで～

部内用

合計 \_\_\_\_\_ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 \_\_\_\_\_ (TEL: \_\_\_\_\_)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

\*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2  
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>